

山形市消防本部【公式】ツイッターアカウント運用方針

1 目的

山形市消防本部【公式】ツイッターにて、消防に関する情報を広く提供し、市民をはじめソーシャルメディアの利用者に対して、消防に関する情報に触れる機会を増やすとともに、消防行政をご理解いただき、身近に感じていただくことを目的に運用するものです。

2 山形市消防本部【公式】ツイッターの名称及びURL

- (1)名称 山形市消防本部
- (2)URL <http://twitter.com/yamasho119>

3 運用責任者

東消防署長及び西消防署長

4 情報投稿者

消防署員

5 運用時間及び利用方法

- (1)情報は、不定期に発信します。
- (2)利用者は、山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントの閲覧、フォロー、リプライの投稿等を自由に行うことができます。

6 投稿等への対応

山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントは、情報の発信を主な目的とするため、利用者からのリプライ等に対しては原則として個別の対応は行いません。市政全般に関するご意見等については、山形市公式ホームページ「みんなの意見・提言」コーナー(<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/iken/iken.html>)をご利用ください。

ただし、寄せられた質問に対し、その回答を広く周知する必要があると判断した場合は、回答を含む内容の記事を新たに投稿することで対応します。

7 禁止事項

山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントに、次の禁止事項に該当するリプライ等が寄せられたときには、投稿者に予告なくその投稿内容の全部または一部を削除することがあります。

- (1)特定の個人、企業、国及び地域を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (2)山形市消防署員を含む他者になりますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3)営業活動、政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する活動を目的とする内容
- (4)山形市又は第三者の知的財産(著作権、商標権、肖像権等の権利)を侵害する内容
- (5)法律、政令、条例等に違反している内容又は違反するおそれがある内容
- (6)公序良俗に反する内容
- (7)本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、個人のプライバシーの侵害に関わる内容
- (8)コンピューターウィルス等を含む有害なプログラム

- (9)わいせつな表現などを含む不適切な投稿
- (10)山形市消防署員が発信した情報に対して著しく乖離する内容
- (11)Twitter 利用規約に反する内容
- (12)その他山形市消防署員が不適切と判断した内容

8 個人情報の保護

山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントで取得した個人情報については、山形市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号)に基づき、適切に取り扱います。

9 知的財産権

- (1) 山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントに掲載している個々の情報(文章、写真、イラスト等)に関する知的財産権は、山形市又は山形市以外の原著作者に帰属します。
- (2) 山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントへのリンクやツイッターの「リツイート」機能による情報掲載については、無断での複製・転用には当たりません。

10 免責事項

- (1) 山形市は、利用者が山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (2) 山形市は、利用者により投稿されたリプライ等の内容について、一切の責任を負いません。
- (3) 山形市は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントへのリンクを設定している山形市以外の方が管理するホームページ等の内容について、山形市は一切関与しません。これらリンク元のページに記載されている意見、主張、立場及び見解は、山形市の意見、主張、立場及び見解を意味するものではありません。山形市は、山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントへのリンクを設定しているリンク元のページの内容及びそれを利用したことによるいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 山形市消防本部【公式】ツイッターアカウントに掲載するリンクから市以外のウェブサイトを利用したことによって、損害、損失が発生した場合でも、山形市はいかなる責任も負いません。
- (6) 山形市は、当運用方針を予告なく変更することがあります。

11 適用

この運用方針は、令和4年11月1日から適用します。